

台東区芸術文化財団公式ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人台東区芸術文化財団広告事業実施要綱（平成20年6月13日財芸文事第25号。以下「実施要綱」という。）及び公益財団法人台東区芸術文化財団広告掲載基準（平成20年6月13日財芸文事第25号）に基づき、公益財団法人芸術文化財団公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載は、ホームページのトップページとし、その位置は公益財団法人台東区芸術文化財団事務局長（以下「事務局長」という。）が指定する。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさは、天地49ピクセル、左右127ピクセルとする。
- (2) データ容量は、4KB以内とする。
- (3) データ形式は、GIFまたはJPEGとし、アニメーションは認めない。
- (4) 掲載料は、6ヶ月で60,000円とする。なお、12ヶ月掲載申込の場合は20,000円を割引し100,000円とする。

(広告の枠数)

第4条 掲載する広告の枠数は、10程度とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は6ヶ月又は12ヶ月とする。

2 広告掲載の始期及び終期は、事務局長が別に定める。

(広告掲載期間の延長)

第6条 広告掲載期間内に、財団の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、実施要綱に定める広告掲載申込書に会社概要及び広告のデザイン案を示えて、申し込むものとする。

2 申込みは、原則として先着順で受け付けるものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 事務局長は前条の申込みを受理したときは、内容を審査の上、広告の適否を決定し、その結果を申込者に実施要綱に定める通知書により通知する。

2 事務局長は、前項に基づく広告掲載の決定に際して、仕様の変更その他必要な条件を付すことができる。

(広告原稿の作成及び経費)

第9条 前条の規定に基づき、決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、事務局長の指定する期日までに広告の原稿データを事務局長へ提出しなければならない。

2 広告原稿データの作成にかかる経費は、広告主の負担とする。

(広告内容等の変更)

第10条 事務局長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると認められたときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第11条 事務局長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿データの提出がないとき。
- (3) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反しているとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) この要領に違反しているとき。
- (5) その他ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

(委 任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が定める。

付 則

この基準は、平成20年6月13日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年2月1日から施行する。

募集区分

NO	区 分	掲載期間	掲 載 料
1	一般募集	6ヶ月	@10,000×6ヶ月=¥60,000
2	一般募集	12ヶ月	@10,000×12ヶ月-@10,000×2ヶ月=¥100,000 (割引分)